

フィンランド教育研修プログラム約款

第 1 条 (約款の適用)

申込者（以下「参加者」）は、本約款（以下「本約款」）を承諾し、UTD Education Oy（以下「主催者」）が主催、または現地企業・団体等と共催するフィンランド現地教育研修プログラム（以下「本プログラム」）に申し込みます。

第 2 条 (契約の申込と成立)

1. 本プログラムへの申込は、参加者からの所定の申込フォームの送信、および主催者が指定する手続き費用（またはプログラム費用の一部・全部）の入金を確認できた時点をもって完了します。
2. 主催者が申込を確認し、承諾の通知を発信した時に、参加者と主催者の間で本プログラムに関する契約が成立します。

第 3 条 (拒否事由・解約)

主催者は、申込時または契約成立後であっても、次に定める事由があるときは、申込をお断りするか、または成立した契約を解除することがあります。

- (1) 申込人数が最少催行人数に達しない等、客観的にプログラムの実施が不可能または困難なとき。
- (2) 本プログラムでの訪問先（学校、教育施設、企業等）が、止むを得ない理由により受け入れを拒否、または取り消したとき。
- (3) パンデミック、戦争、テロ、悪天候、ストライキ等、世界情勢や現地の状況によりプログラムの安全な決行が困難であると主催者が判断したとき。
- (4) 参加者がプログラムの主旨・規律に適応しない、または他の参加者の迷惑になると主催者が判断したとき。

第 4 条 (プログラムの範囲および宿泊手配の事例)

1. 主催者は、本プログラムの企画・運営、訪問先へのプログラム依頼の代行、および現地プログラム期間中のアテンドを行います。
2. 本プログラム費用に含まれる具体的なサービス内容（研修費、現地移動費、アテンド費等）および諸条件は、別途定める「プログラム申込ページ（または案内書）」に記載の通りとします。
3. 日本からの往復航空券、および海外旅行保険等は本プログラム費用に含まれません。これらは参加者自身の責任と費用で手配するものとします。
4. 宿泊施設について、原則として参加者自身での手配となります。ただし、現地の宿泊手配ライセンスを有するフィンランド現

地提携企業（以下「パートナー企業」）が本プログラムに関与する場合、当該パートナー企業を通じて宿泊施設が提供、またはプログラム費用に内包されて提供される場合があります。この場合、宿泊サービスに関する運営や責任の主体は当該パートナー企業に帰属するものとします。

5. フィンランドへの渡航に必要なパスポートの残存期間の確認やビザ・渡航認証（電子渡航認証等を含む）の取得手続きは、参加者個人の責任において行うものとします。主催者の責によらない事由により渡航・入国に支障が出た場合、主催者は一切の責任を負いません。

第 5 条 (告知事項・医療措置および保険)

1. 参加者は、申込後に連絡先（メールアドレス、電話番号等）や緊急連絡先に変更が生じた場合、速やかに主催者に告知しなければなりません。
2. 身体的・精神的な障害、重度の不安、アレルギー、特定の持病や常備薬の服用など、プログラム運営上配慮が必要な事項がある場合、参加者は申込時に必ず主催者に申告しなければなりません。これらは参加者自身の責任において対処していただきます。
3. プログラム参加中に事故、疾病、その他の事由により医師の診断または加療を必要とする場合、これらに係る一切の費用（医療費、移動費等）は参加者の負担となります。
4. 参加者が感染症等に罹患し、主催者または現地当局が隔離等の措置が必要だと判断した場合、参加者は自己の費用で別の滞在先を確保・移動しなければなりません。
5. 参加者は、研修期間中の怪我、病気、器物破損、盗難等に備え、十分な補償内容の海外旅行保険（治療・救援費用、賠償責任保険を含む）に必ず加入して参加しなければなりません。

第 6 条 (必要書類の提出)

本プログラム申込および実施に必要な書類・情報（Google フォームや申込フォーム等の入力を含む）は、主催者が指定する期日までにオンライン等で提出するものとします。

第 7 条 (プログラム費用のお支払い)

1. 参加者は、別途定めるプログラム費用を、主催者が指定する期日までに、指定の銀行口座または決済方法にて支払うものとします。
2. 銀行振込の場合、振込手数料は参加者の負

担とし、銀行の振込控えをもって領収書に代えるものとします。

3. 指定期日までに入金が確認できない場合、主催者は申込を無効とみなすことができるものとします。

第 8 条 (参加者都合によるキャンセルの規定)

参加者が契約成立後に自己都合により本プログラムをキャンセル（取消）する場合、別途「プログラム申込ページ（または案内書・募集要項）」に定めるキャンセルポリシー（取消料規定）に基づき、所定のキャンセル料を申し受けます。※キャンセルは必ずメールにてご連絡ください。主催者がメールを受信した日をキャンセル日とします。

※返金が発生する場合、返金にかかる振込手数料等の実費は参加者の負担（返金額から差し引き）とします。

※参加者自身で手配された航空券や、プログラムに含まれない宿泊費等のキャンセル料について、主催者は一切の責任を負いません。

第 9 条 (主催者都合による中止・延期)

最少催行人数に達しないなど、主催者の都合によりプログラムが中止または延期となる場合は、受領済みのプログラム費用を全額返金いたします（振込手数料を除く）。なお、開催可否の判断期日については、別途申込ページ等に明記します。

第 10 条 (主催者からの契約取消)

1. 参加者に次に定める事由が生じた場合、主催者は催告の上（緊急を要する場合は無催告で）、本契約を取消（解除）することができます。
 - (1) 定められた期日までに必要書類の提出や費用のお支払いがなされないとき。
 - (2) 参加者が所在不明、または一定期間（半月以上等）にわたり連絡不能となったとき。
 - (3) 申込内容に虚偽や重大な遺漏があることが判明したとき。
 - (4) 病気や怪我その他の事由により、参加者がプログラムを続行できないと主催者が判断したとき。
 - (5) 参加者またはその関係者が、他の参加者や現地訪問先に迷惑を及ぼし、プログラムの円滑な運営を妨げたとき、またはその恐れが極めて高いとき。
 - (6) 参加者が反社会的勢力に該当すると認められるとき、または主催者や関係者に対して暴力的・不当な要求、脅迫の言動、信用毀損行為等を行ったとき。
 - (7) 本約款の規定に違反したとき。

2. 前項に基づき主催者が契約を取消した場合、第8条の規定に準じたキャンセル料を適用し、発生した費用および損害は参加者の負担とします。

第11条（免責事項および日割り返金不可の規定）

1. 主催者は、次に例示するような主催者の責に帰さない事由により、参加者がプログラムの全部または一部に参加できなかった場合、および現地で被った損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) パスポート、ビザ、渡航認証の不備や、現地当局による入国拒否、渡航制限。
 - (2) 天災地変、気象条件（大雪、極寒等による交通遅延・遮断）、戦乱、暴動、テロ行為、感染症の蔓延、日本または外国の官公署の命令。
 - (3) 航空機、鉄道、バス等の運送機関や宿泊機関等の遅延、不通、スケジュール変更、サービス提供の中止。
 - (4) 現地の学校、教育施設、企業等の急な事情による訪問受け入れの撤回、変更（※ただし、主催者は可能な限り同等の代替プログラムを提供するよう努めます）。
 - (5) 参加者の故意または過失による火災、交通事故、盗難、詐欺、負傷、器物破損、疾病、その他トラブル。
 - (6) プログラム期間中の単独行動（自由行動、別行動）時に生じた事故やトラブル。
2. 前項各号に基づきプログラムの変更、短縮、中止等が生じた場合であっても、参加者自身で手配された航空券や宿泊先等の費用、およびその変更・取消手数料等はすべて参加者の負担となります。また、既にお支払いいただいたプログラム費用等の返金はいたしません。
3. 参加者自身の都合（体調不良、自己都合による遅刻・早退・一時離脱等）または日本からの航空機の遅延・欠航等により、本プログラムの一部または全部に参加できなかった場合、プログラム費用の日割り計算による返金、減額、またはその他の補償は一切行わないものとします。

第12条（渡航後の自己責任と規則遵守）

1. 参加者は、渡航後は個人の責任において行動するものとし、フィンランドの法令、公序良俗、および訪問先機関（学校・企業等）の規則や指示を遵守しなければなりません。
2. 参加者がこれらに違反し、現地機関や第三者に損害を与えた場合、その賠償責任は参加者個人が負うものとし、主催者は一切の責を負いません。

第13条（前受金の保全）

主催者は、プログラムに関わる費用を主催者の通常の運営資金および保有財産から切り離し、適切に分別管理を行います。

第14条（プログラム中の写真・動画の取り扱いおよび肖像権）

1. 主催者は、本プログラムの様子を写真および動画で撮影することがあります。これらの素材は、主催者のウェブサイト、SNS、パンフレット等の広報・マーケティング活動に使用されることがあります。
2. 参加者は、申込をもって自身の肖像が上記広報活動に使用されることに同意したものとみなします。ただし、使用を希望されない場合は、プログラム開始前までに主催者に書面（メール等）にて申し出ること、使用を拒否することができます。
3. 参加者が現地プログラム中に写真・動画撮影を行う際は、現地の法律（GDPR：欧州一般データ保護規則等）、学校・教育施設のルール、および現地の児童・生徒・教職員のプライバシーを厳格に尊重しなければなりません。原則として、現地の子どもの顔が特定できる写真・動画を SNS 等で一般公開することは禁止します。

第15条（個人情報の取り扱い）

主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、参加者の個人情報をプログラムの履行（現地受入先への共有を含む）、および主催者からの案内・アンケート提供の目的の範囲内において適切に取り扱います。申込フォームの送信をもって、当社のプライバシーポリシーに同意したものとします。

第16条（約款の変更）

本約款は、合理的な理由がある場合、事前の告知なしに変更されることがあります。変更後の約款は、主催者のウェブサイト等に掲載された時点、または参加者に通知された時点から効力を生じるものとします。

第17条（協議解決および管轄裁判所）

1. 本プログラムに関して参加者と主催者の間で問題や疑義が生じた場合、まずは双方誠意をもって話し合いにより円満な解決を図るものとします。
2. 万が一、話し合いによる解決が困難であり、法的な手続きが必要となった場合、フィンランド法を準拠法とし、主催者の本店所在地を管轄する裁判所（ヘルシンキ地方裁判所）を第一審の管轄裁判所とします。

第18条（発効期日）

本約款の内容は、2026年6月1日以降に申し込まれるすべてのプログラムに適用されます。